○国土交通省告示第五百九十二号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十七条の七第一項の規定に基づき、平成三十年三月二十八日付けをもって次の有害水バラスト処理設備の型式について指定したので、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則（昭和五十八年運輸省令第三十九号）第一条の二の十五の規定に基づき、公示する。

平成三十年四月九日

国土交通大臣　石井　啓一

型式指定番号	設備の名称	設備の型式	製造者等の名称	製造者等の住所
第16号	BalClor BWMS	BC	SunRui Marine Environment Engineering Co., Ltd.	149-1 Zhuzhou Road, Laoshan District, Qingdao, People's Republic of China

○国土交通省告示第五百九十三号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五十八条第一項の規定により特別評価方法認定をしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年四月九日

国土交通大臣　石井　啓一

特別評価方法認定をした方法の名称等は、次の表のとおりとする。

認定番号	特別評価方法認定をした方法の名称	性能表示事項	特別評価方法認定の申請者	申請者の住所	認定年月日
1430	薄板軽量形鋼造における鋼板張り界壁の遮音構造に応じて評価する方法	8－3　透過損失等級（界壁）	ＮＳハイパーツ株式会社 代表取締役社長 橘本伸一郎	岐阜県可児市姫ヶ丘一丁目35	平成30年3月29日
			新日鐵住金株式会社 代表取締役社長 進藤　孝生	東京都千代田区丸の内二丁目６番１号	

○国土交通省告示第五百九十四号

成田国際空港株式会社から成田国際空港の施設変更許可申請があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十三条第二項において準用する同法第三十八条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年四月九日

国土交通大臣　石井　啓一

一　申請者の氏名及び住所　成田国際空港株式会社　千葉県成田市古込字古込一番地一

二　空港の名称及び位置　成田国際空港　千葉県成田市

三　変更しようとする事項（変更前の事項については、平成二十九年国土交通省告示第二十二号及び同年国土交通省告示第百八十五号を参照）

イ　空港の範囲　別図のうち、一点鎖線で囲まれた部分

ロ　空港の総面積　千百九十七万八千三百三十四平方メートル

ハ　誘導路

延長　三万六千三百八十五メートル

四　変更しようとする事項に係る施設の供用開始の予定期日　平成三十五年一月三十一日

（注）空港の範囲を示す詳細図を千葉県庁、成田市役所、多古町役場、芝山町役場及び東京航空局成田空港事務所において縦覧に供する。

別図　成田国際空港

